益城町建設工事の設計書に係る情報提供実施要領

(目的)

第1条 この要領は、益城町情報公開条例(平成13年益城町条例第12号。 以下「条例」という。)第23条に基づき、益城町が発注した建設工事の設計 書に関する情報提供に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及 び迅速化を図り、もって開示請求をしようとする者の利便性の向上に寄与す ることを目的とする。

(対象設計書)

第2条 情報提供の対象とする設計書は、益城町が発注した建設工事の契約に 係る工事設計書(積算システムで出力された帳票又はそれと同等の積算内訳 書をいう。以下「対象設計書」という。)とする。

(情報提供の実施)

第3条 情報提供の実施は、対象設計書に係る工事を所管する課(以下「担当課」という。)が行う。

(情報提供の申出)

- 第4条 情報提供を希望する場合の手続は、次によるものとする。
 - (1) 申出を行う場合は、設計書の情報提供申出書(別記第1号様式。以下「申出書」という。)に次の事項を記入し、担当課に電子メール又は直接 持参により提出するものとする。
 - ア 申出者の住所、氏名及び電話番号
 - イ 対象設計書の事業年度、工事番号、工事名、工事場所
 - ウ 利用目的
 - エ 情報提供データ送付先のメールアドレス
 - (2) 情報提供の申出ができる期間は、当該工事における請負契約が締結 された日が属する年度及び翌年度までとする。ただし、繰越事業、継続事 業、債務負担行為事業等で当該事業期間が1年以上の場合は、事業終了日 の属する年度の翌年度までとする。

(情報提供の受理)

第5条 担当課は、情報提供の申出があった場合、次により受理手続を行うも

のとする。

- (1) 申出書が、担当課に到達した日をもって受理日とする。
- (2) 情報提供を求められた情報を他の担当課が保有している場合は、申 出者に連絡したうえで他の担当課に移送しなければならない。この場合、 移送元の担当課に到達した日を受理日とする。
- (3) 申出書の記載事項の不備又は対象設計書が特定できない場合は、申出者に内容を確認しなければならない。

(情報提供の決定等)

- 第6条 担当課は、情報提供の決定に当たっては、次により情報提供の決定等を行うものとする。
 - (1) 条例第5条の規定による開示請求権を有する者であるか、対象設計書に条例に規定する個人情報等の不開示情報を含まず全部開示できる情報であるか等、情報提供が可能であることを確認したうえで決定しなければならない。情報提供を決定した場合は、申出書の受理日から起算して15日以内に情報提供通知書(別記第2号様式)により情報提供を行わなければならない。
 - (2) 開示請求権を有しない者である場合や対象設計書に個人情報等の不開示情報を含むなど情報提供が不適当と判断される場合は、条例に基づく開示請求など他の適切な方法によらなければならない。この場合、申出者に対して情報提供審査結果通知書(別記第3号様式)により情報提供ができない旨を、条例に基づく開示請求等の他の適切な方法に関する案内を添えて、申出書の受理日から起算して15日以内に通知しなければならない。
 - (3) 対象設計書が存在しない場合、申出者に対して情報提供審査結果通知書(別記第3号様式)により、対象設計書が存在しないため情報提供ができない旨を、申出書の受理日から起算して15日以内に通知しなければならない。

(情報の提供)

- 第7条 担当課は、情報提供を決定した場合、次により情報提供を行うものと する。
 - (1) 情報提供の方法は、電子メールでの提供とする。ただし、通信シス

テム障害が発生した場合は、この限りでない。

- (2) 電子メールでの情報提供に当たっては、誤送信防止のため申出者との間で空メール往復により確認したメールアドレスを使用する。
- (3) 情報提供用データは、PDF形式とする。
- (4) 情報提供に伴う申出者への費用負担は求めない。

附則

この要領は、告示の日から施行する。

設計書の情報提供申出書

年 月 日

益城町長 様

申出者	住 所 氏 名	(押印不要)
(必須)	電話番号	
	メールアドレス	

- 注1 住所、氏名、電話番号及びメールアドレスは、必ず記入してください。
 - 2 法人その他の団体は、「住所・氏名」の欄に所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
 - 3 電話番号は、連絡のために必要です。昼間連絡がとれる電話番号を記載してください。
 - 4 メールアドレスは、連絡及び情報提供に必要です。

下記工事の設計書(金入り)について、情報提供を申し出ます。

設計書 特定情報	事業年度	
	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
利用目的		

- 注1 設計書特定情報は、必ず記入してください。
 - 2 利用目的も差し支えない範囲で記入してください。

(申出者は、以下の記入の必要はありません)

課長	審議員	課長補佐	係長	係員	行政係長

(伺) 上記申出について、下記のとおり審査を了しましたので下記のとおり決定してよろしいか。 また、決裁のうえは、別紙案により施行してよろしいか併せて伺います。

事務担当者	課名: 担当者名:
受理日	年 月 日
事務処理期限	年 月 日
審査内容	個人情報等不開示情報の有無: 有 ・ 無 、全部開示の可否: 可 ・ 否
審査結果	情報提供の可否: 可 ・ 否 (否の場合の理由:)
提供完了日	年 月 日
備考	

番号年月日

申出者 様

益城町長

情報提供通知書

年 月 日付けで申出があった下記設計書については、別添資料を添えて情報提供します。

記

1 情報提供申出書

申出日

年 月 日

2 対象設計書

工事名

工事番号

施工個所

番号年月日

申出者 様

益城町長

情報提供審查結果通知書

年 月 日付けで申し出があった下記設計書の情報提供については、 下記理由により情報提供ができないことをお知らせします。

記

1 情報提供申出書申 出日

年 月 日

2 対象設計書工事名工事番号施工個所

3 情報提供ができない理由